



安心して地域で暮らすために

障害者を支える社会づくり

近年、障害者福祉の制度は大きく変わってきています。平成18年度から始まった「障害者自立支援法」では、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営み、安心して暮らすことのできる地域社会を目指しています。

そのため市は、障害のある人やその家族からの、さまざまな相談に応じ、関係機関と連携しながら必要な情報やアドバイスの提供を行っています。

障害者自立支援法は、こうした支援を「相談支援事業」として定め、その中核的役割を果たす組織として「自立支援協議会」の設置を求めています。

今月号では、市の「相談支援事業」と「自立支援協議会」について紹介し、これからの障害福祉について、考えてみたいと思います。

市の障害者の現状

市内には、身体障害者手帳を持つ人が2222人、療育手帳（知的障害者）を持つ人2133人、精神障害者保健福祉手帳を持つ人135人となっています（平成20年4月1日現在）。現在の法律では、手帳の保持により障害者と位置付け

ていますが、発達障害^(※)、高次脳機能障害^(※)など、手帳がない障害も「障害者」の範囲に位置付ける考え方に変わってきています。

こうした人たちを含めると市内には、障害者手帳を持っている人以外にも、多くの障害のある人がいます。障害福祉は私たちにとても身近な問題なのです。



割りばしを袋に詰める作業（市内の福祉サービス事業所）



相談支援事業

市は、障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、支援等をする相談支援事業を行っています。平成18・19年度の2年間は、市で行っていましたが、今年度から、社会福祉法人旭川荘たかはし授産センターに事業を委託。「たかはし障害者相談支援センター」として、相談業務に当たっています。

高梁市障害者 相談支援事業の現状



たかはし障害者相談
支援センター
(たかはし松風寮指定
相談支援事業所)

社会福祉士
秋山 哲生さん

平成20年4月より、市から社会福祉法人旭川荘たかはし授産センター松風寮に事業委託となり、たかはし障害者相談支援センター(たかはし松風寮指定相談支援事業所)として事業を開始しました。

平成20年12月末現在、120件の相談、関係会議出席等があり、相談内容としては、生活相談、施設支援サービス利用相談、職業相談、進路相談、医療相談、行政手続相談、手帳申請、年金申請等が中心で、知的障害関係が85%、精神障害関係が9%、身体障害関係が6%でした。

今後、関係機関のネットワーク構築と連携強化に努め、市民の皆さんに身近な相談支援を心がけて行きたいと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

つて、緊急かつ継続的に対応していくためには、より専門的な知識や経験を持った専門家が対応していくことが望ましいからです。同センターでは、障害のある人の自立に向けて、生活の安定・充実、権利擁護のため関係機関とネットワークを構築し、必要な援助を行い、障害のある人が地域で日常生活、社会生活を営むことができるように支援しています。

▼Aさんのケース
知的障害があり、在宅で生活していましたが、家庭の事情でそれが困難になり相談。その後、グループホーム^(※3)での生活を始め、日中の障害福祉サービスを利用するようになりました。

▼Bさんのケース
知的障害がありながら、長年、療育手帳を持たず、生活していません。将来に不安を感じ、相談したところ、療育手帳を取得し、障害福祉サービスや障害年金を受給できるようになりました。

▼Cさん家族のケース
高齢者と障害者ばかりの家族

で、以前から市包括支援センターの支援を受けていましたが、相談支援事業によって今まで消極的だった障害福祉サービスを前向きに考え利用するようになりました。

▼特別支援学校との連携
特別支援学校中学部・高等部在校生の進路決定の参考となるよう、夏休み期間中に、日中一時支援事業^(※4)を活用して職場体験を行いました。

(※1)発達障害：日常生活や社会適応に支障があり支援が必要となる精神面、運動面の発達遅れなどを表す障害の総称。養育方法や環境でなく、生物学的要因(先天性や疾病等による原因)による障害。

(※2)高次脳機能障害：交通事故などで脳が損傷することにより、記憶や注意、発語、社会的な行動などがうまく機能しない障害。

(※3)グループホーム(共同生活援助)：共同生活をする障害者に、夜間等において必要な生活の援助を行う障害福祉サービスの一つ。

(※4)日中一時支援事業：家族等の一時的な介護からの解放のため、障害者等に日中活動の場を提供する障害福祉サービスの一つ。